

島根県老人福祉計画・ 介護保険事業支援計画概要

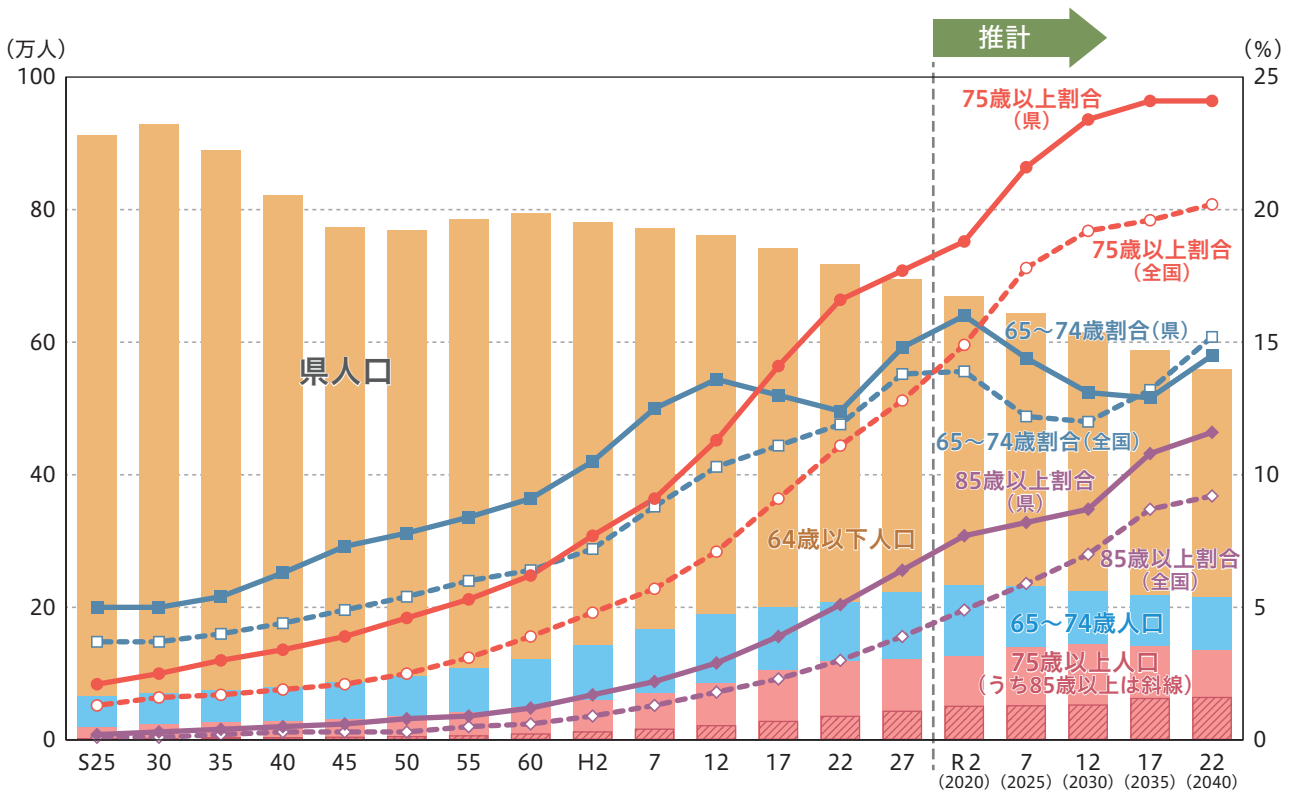
令和3年度～令和5年度

1 / 高齢者の現状と将来

(1) 人口構造の状況

- 高齢者人口は、令和2（2020）年頃をピークに減少に転じますが、高齢化率は引き続き増加する見込みとなっています。平成27年（2015）の国勢調査によると、高齢化率32.5%は、秋田県（33.8%）、高知県（32.8%）に次いで高く、全国3位となっています。
- 前期高齢者（65～74歳）人口は、令和2（2020）年頃をピークに減少に転じますが、団塊ジュニア世代の高齢化により令和22（2040）年頃には再び増加することが見込まれています。
- 後期高齢者（75歳以上）人口は、団塊の世代の更なる高齢化により、令和2（2020）年から令和12（2030）年までの10年間で1.8万人の増加が見込まれています。中でも、85歳以上人口は令和22（2040）年まで増加傾向が続く見込みとなっています。

〈図1〉人口の推移

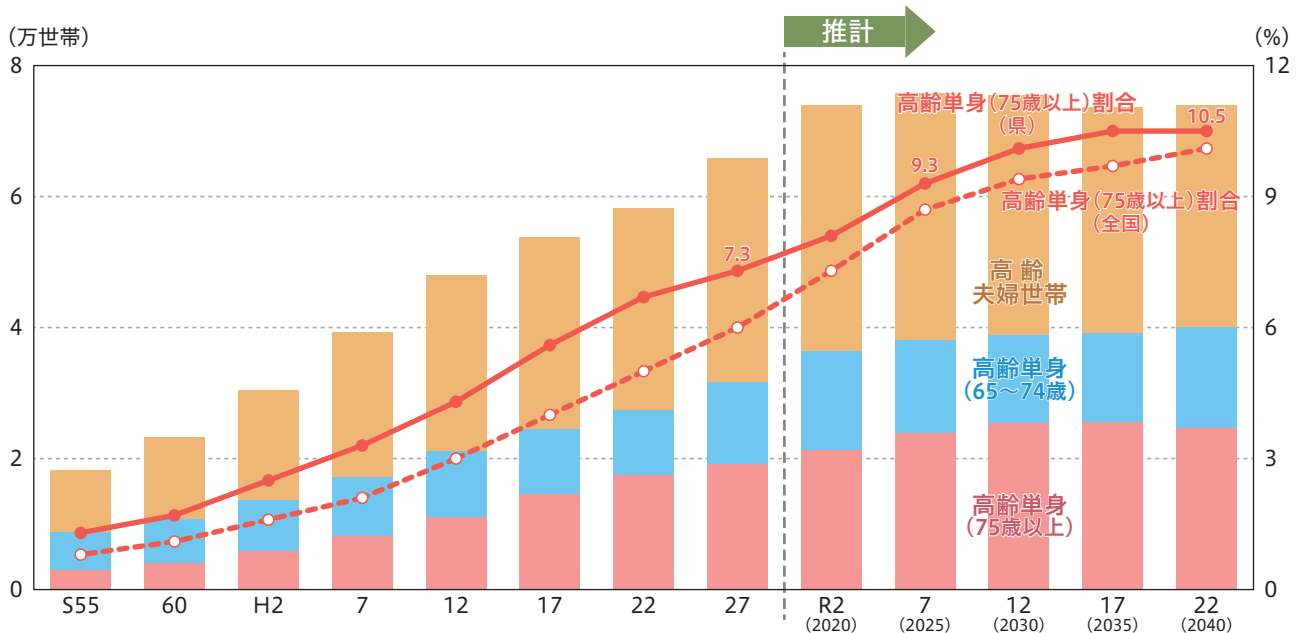


資料：平成27年以前は、総務省「国勢調査」（割合は、年齢不詳者を除いて算出）。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」及び「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」

(2) 高齢者世帯の状況

- 高齢単身世帯は今後も増加する見込みであり、とりわけ75歳以上の単身世帯の割合は、平成27(2015)年の国勢調査時には7.3%でしたが、令和7(2025)年には9.3%、令和22(2040)年には10.5%と今後も増加していく見込みとなっています。

〈図2〉 高齢者世帯の推移



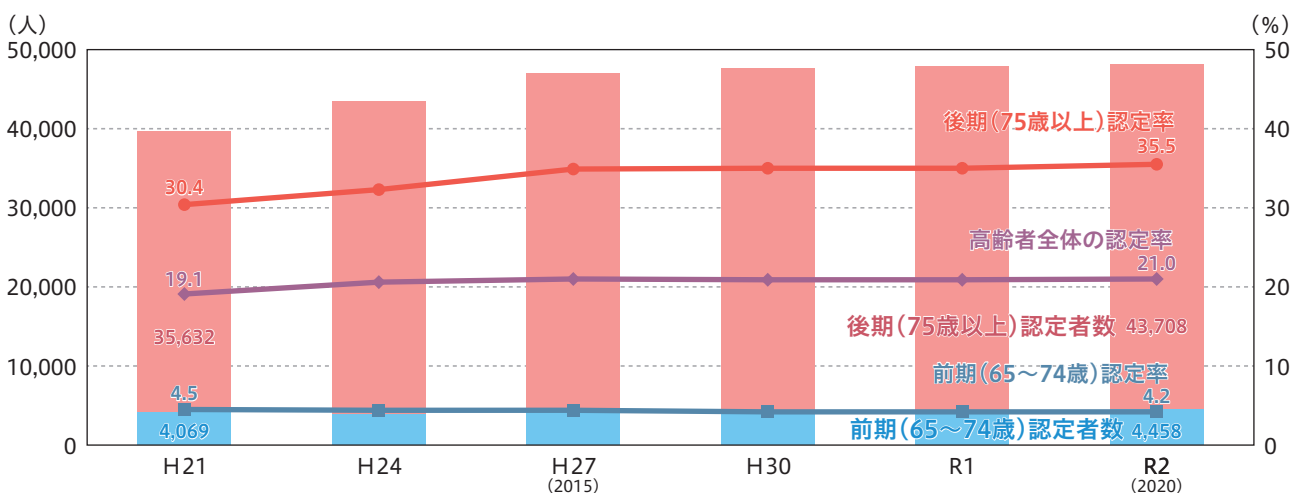
資料：平成27年以前は、総務省「国勢調査」。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県：平成31年4月推計）」及び「日本の世帯数の将来推計（全国：平成30年1月推計）」

(3) 介護を要する高齢者の状況

① 要介護（要支援）認定者数の推移

- 令和2(2020)年10月末時点の県内の要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）は、約4万8千人で、高齢者全体に占める割合（認定率）は21%（全国平均18.6%）となっています。

〈図3〉 要介護（要支援）者認定者数・認定率の推移（島根県）

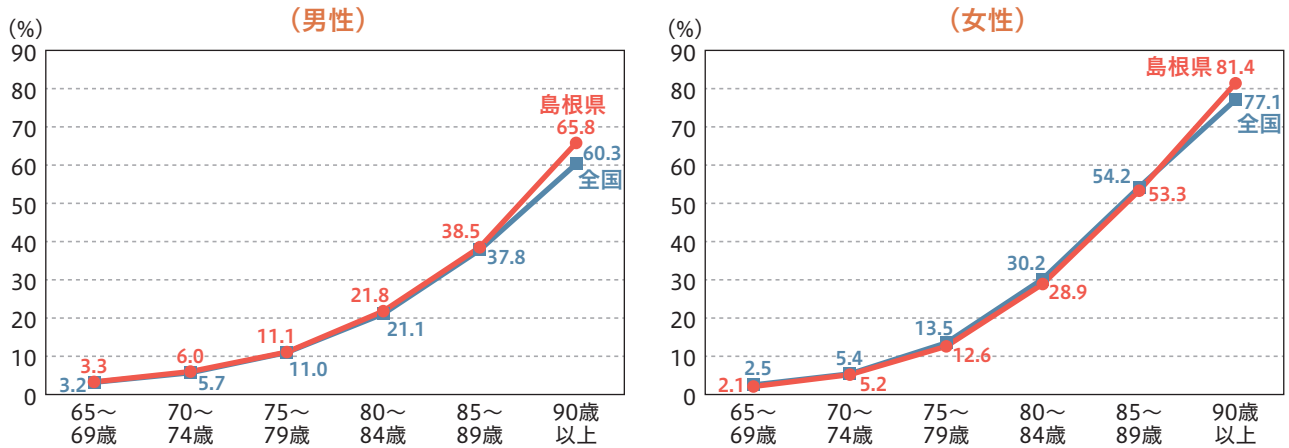


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」・各年10月末現在

②年齢・男女別の認定率の状況

- 認定率は年齢とともに上昇し、男性よりも女性の認定率が高く、とりわけ85歳以上の女性の認定率が高くなっています。この傾向については全国平均との大きな差はありません。

〈図4〉男女・年齢別の認定率

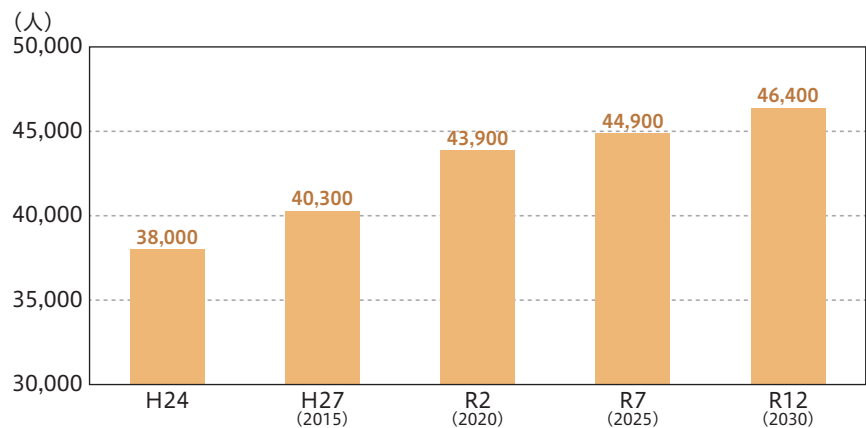


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」・令和2年10月末現在

③認知症高齢者の推計

- 島根県における認知症高齢者数については、国の推計方法を参考に推計すると、令和2（2020）年は43,900人、令和7（2025）年には44,900人に増加することが見込まれています。

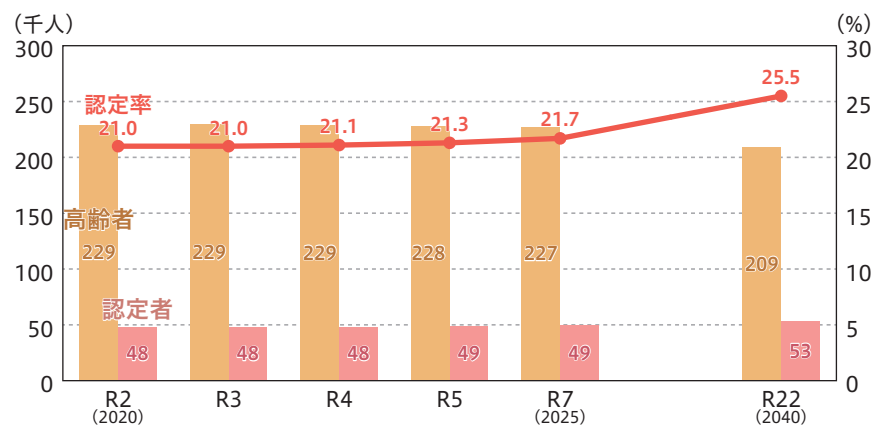
〈図5〉認知症高齢者の推計



④要介護（要支援）認定者数の見込み

- 高齢化の進行などに伴い、認定者数は第8期（R3（2021）～R5（2023）年度）中も微増し、令和7（2025）年度には約5万人弱に、令和22（2040）年度には約5.3万人になると見込まれています。

〈図6〉認定者数等の見込み

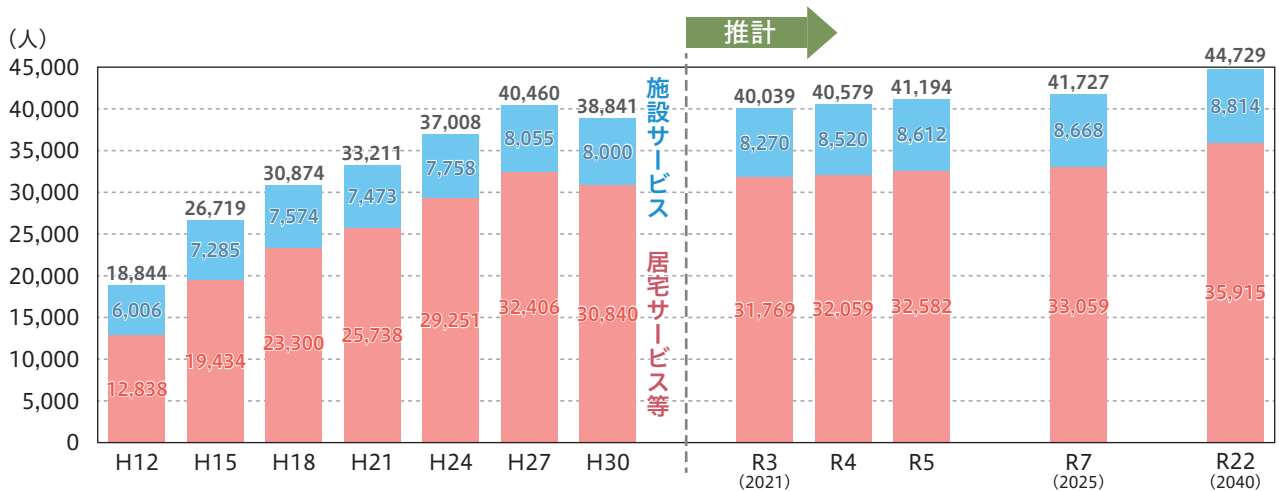


2 / 介護サービスの状況

(1) 介護サービス利用者の推移

- 平成12（2000）年度の制度創設時に2万人弱であった利用者数は、平成27（2015）年度には約4万人と倍増していますが、その後の増加幅は緩やかとなり、令和22（2040）年度に4万5千人近くに達する見込みです。

〈図7〉 介護サービス利用者の推移

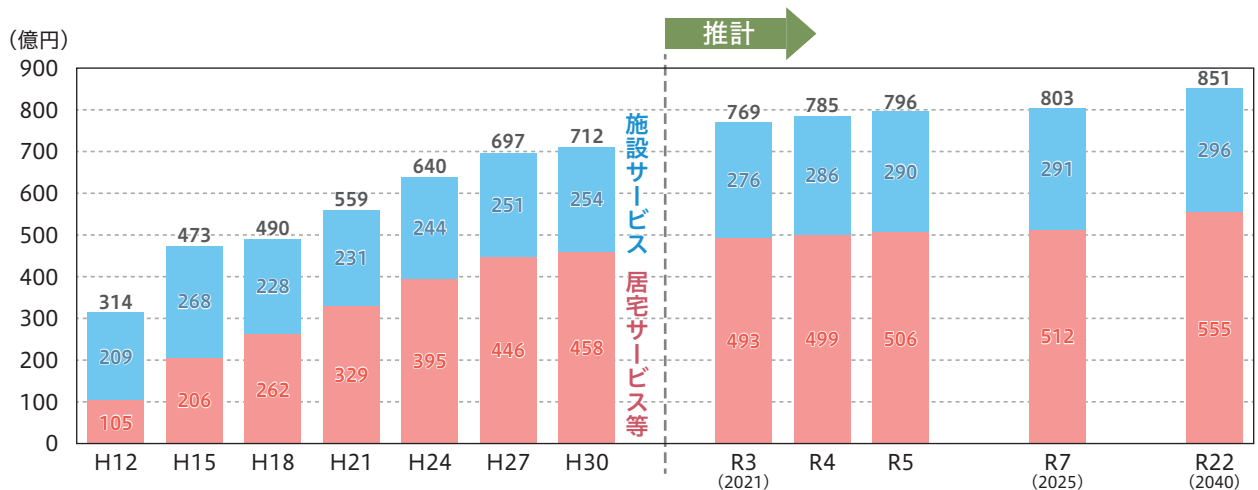


資料：介護保険事業状況報告（～H30）、各保険者推計（R3～）

(2) 介護サービス給付費の推移

- 介護サービスに要する費用を保険料と公費で賄う給付費についても、平成12（2000）年度に約300億円であったのが現在までに700億円超と倍以上に伸びており、令和22（2040）年度には約850億円に達する見込みです。

〈図8〉 介護サービス給付費の推移



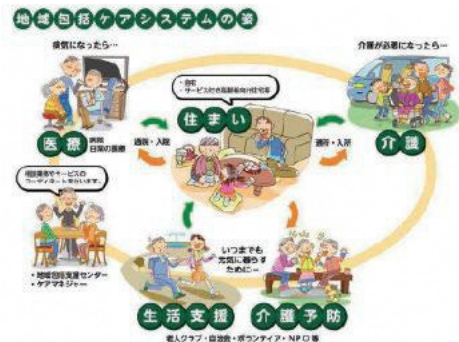
資料：介護保険事業状況報告（～H30）、各保険者推計（R3～）

3 / 第8期計画策定の趣旨

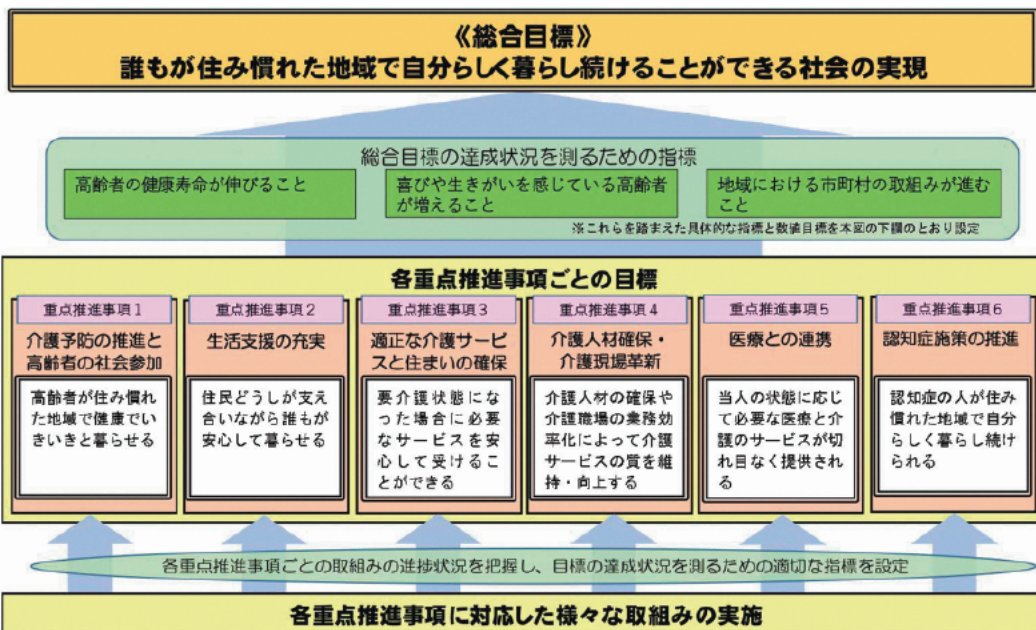
- この計画は、県の高齢者の福祉、介護に関する施策を総合的に推進するものです。県内の市町村介護保険事業計画が着実に実現していくよう、保険者・市町村を支援していきます。
- 今後の高齢化の状況や介護サービス利用の動向等を踏まえ、第8期計画は、令和7(2025)年を目標とした地域包括ケアシステムの構築の推進に加え、「団塊ジュニア世代」が65歳となる令和22(2040)年を見据えて策定しました。
- さらに、地域包括ケアシステムを普遍化した概念である地域共生社会の理念も踏まえ、単に高齢者を「支えられる側」と一面的に捉えるのではなく、元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う社会の実現を目指すものです。

地域包括ケアシステムとは

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み。



4 / 総合目標と重点推進事項



総合目標の達成状況を図るための具体的な指標

	【現状】	【目標】
✓ 65歳平均自立期間	男17.86年、女21.17年 (H26~30・5年平均値)	男18.69年、女21.06年 (H29~R3・5年平均値)
✓ 喜びや生きがいを感じている高齢者の割合	84.2% (R1)	90.0% (R5)
✓ 保険者機能強化推進交付金の評価指数が全国平均値を上回る市町村数	14市町村(R2)	19市町村(R5)

5 / 各重点推進事項と主な方策

重点推進事項 1 介護予防の推進と高齢者の社会参加

【目標】

高齢者が住み慣れた
地域で健康でいきいき
と暮らせる

計画に記載する主な方策

- 介護予防の推進**
 - ・PDCAサイクルに沿った評価による効果的・効率的な取組みの推進
 - ・地域における「通いの場」等、要介護状態になることを遅らせるための取組みの充実
 - ・リハビリテーションや食べる機能の向上支援における専門職との連携
- 健康づくりとの連携**
 - ・部局間連携による介護予防と健康づくりの一体的実施
- 高齢者の積極的な社会参加**
 - ・「生涯現役証」の発行や就労支援による高齢者の社会参加活動の推進
 - ・新しくびき学園の運営支援による地域活動の担い手となる人材の育成
 - ・老人クラブ等の活動支援による地域の支え合い活動の促進

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 通いの場への参加率（週1回以上）	3.5%（H30）	4.0%（R5）
✓ 地域ケア会議に専門職が参加している市町村数	13市町村（R1）	19市町村（R5）
✓ 地域で実践活動などに取り組んでいる高齢者の割合	39.4%（R1）	50.0%（R5）

重点推進事項 2 生活支援の充実

【目標】

住民同士が支え合い
ながら誰もが安心して
暮らせる

計画に記載する主な方策

- 生活支援体制の整備**
 - ・「小さな拠点づくり」と連携した取組みの推進
 - ・市町村へのアドバイザー派遣等による多様な主体が参画した地域の支え合いの体制づくりの支援
 - ・交通担当部局との連携による地域における移動手段の確保
- 地域における権利擁護の推進**
 - ・養護者からの虐待防止、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等の取組みの推進
- 高齢者の居住安定確保**
 - ・住宅バリアフリー化の促進や、相談支援体制の充実等、住宅施策との連携による居住の安定確保

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 介護予防・日常生活支援総合事業のうち住民主体による支援に取り組む市町村数	3市町村（R2）	10市町村（R5）
✓ 介護予防・日常生活支援総合事業のうち移動支援に取り組む市町村数	3市町村（R2）	10市町村（R5）
✓ 第2層生活支援コーディネーターが配置されている日常生活圏域の割合	53.8%（R2）	100.0%（R5）

重点推進事項 3

適正な介護サービスと住まいの確保

【目標】

要介護状態になった場合に
必要なサービスを安心して
受けることができる

計画に記載する主な方策

- 利用者に対するサービス利用支援
 - ・要介護認定や介護サービス情報の公表等の制度の適切な運用
- サービスの総合的な向上
 - ・サービス提供基盤の整備や事業者指導等を通じたサービスの向上
- ケアマネジメントの向上
 - ・ケアプラン点検や研修等によるケアマネジメントの向上
- 様々な居住形態への対応
 - ・住宅型サービス等、様々な居住形態に対応したサービスの質の確保
- 災害や感染症に係る体制整備
 - ・災害や感染症発生時等の非常時におけるサービス提供体制の確保
- 介護給付等に要する費用の適正化
 - ・研修や先進事例の提供による保険者の給付適正化の取組みの支援

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 要介護3～5の介護サービス利用者のうち在宅・居住系サービスを利用している者の割合	51.7% (R1)	52.0% (R5)
✓ ケアプラン点検の実施率が全国上位5割に入る保険者数	5保険者(R2)	11保険者(R5)
✓ 事業所における事業継続計画 (BCP) の策定率	11.6% (R2) ※参考値	100.0% (R5)

※施設系事業所のみを対象とした調査による (対象482カ所のうち策定していると回答した事業所56カ所)

重点推進事項 4

介護人材確保・介護現場革新

【目標】

介護人材の確保や介護
職場の業務効率化に
よって介護サービスの
質を維持・向上する

計画に記載する主な方策

- 介護の仕事のイメージアップ (意識啓発)
 - ・介護の仕事のやりがいや社会的意義等について「介護の日」や様々な媒体を通じて発信
- 多様な人材の確保・人材の育成
 - ・若年層、中高年齢者等の多様な層へのアプローチによる人材の確保
 - ・認証評価制度の導入等の人材の確保・育成に資する施策の検討
- 人材の定着
 - ・エルダー・メンターの養成や処遇改善等による早期離職の防止
- 介護現場革新
 - ・介護ロボットやICTの導入支援、文書負担軽減、業務仕分け等による業務効率化の推進

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 介護職員数	16,760人(R1)	17,534人(R5)
✓ 入門的研修受講者のうち就労した人数	9人(R1)	30人増(R3～5)
✓ 県の補助金を活用して介護ロボット・ICTを新たに導入した事業所数	40事業所(～R1)	60事業所増(R3～5)

重点推進事項 5

医療との連携

【目標】

当人の状態に応じて
必要な医療と介護の
サービスが切れ目なく
提供される

計画に記載する主な方策

- **地域での医療と介護の連携強化**
 - ・医療介護の現場職員向け研修や市町村職員の意見交換の場等を通じ、関係者の資質向上や情報共有推進
 - ・日常の療養、入退院時、急変時、看取り期といった様々な場面において切れ目なく必要な支援が継続できる体制の整備
- **リハビリテーションの推進**
 - ・医療介護のサービス提供に合わせて必要なリハビリテーションが適切に提供される体制の整備
- **訪問看護の推進**
 - ・関係機関との連携により、「人材確保・定着」「資質の向上・連携体制強化」「運営支援」「普及啓発」を総合的に推進

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 診療報酬における入退院支援加算1の算定件数	1,488.0件/月(H30)	2,488.0件/月(R5)
✓ 病院・診療所以外での死亡割合	28.5%(R1)	30.0%(R5)
✓ 訪問看護師数(常勤換算)	412.5人(R1)	475.0人(R5)

重点推進事項 6

認知症施策の推進

【目標】

認知症の人が住み慣れた地域で
自分らしく暮らし続けられる

計画に記載する主な方策

- **認知症の人や家族の視点を重視した総合的な推進体制**
 - ・市町村や関係機関との連携による認知症施策の推進
- **認知症についての普及啓発**
 - ・認知症サポーターの養成や本人交流会の実施等による普及啓発の実施
- **認知症の方を支える地域づくり**
 - ・認知症カフェの設置、運営やチームオレンジの整備を支援
- **認知症についての相談対応**
 - ・認知症に関する相談窓口であるコールセンターの設置運営
- **医療・介護の連携体制の整備**
 - ・認知症疾患医療センターや初期集中支援チーム等、医療介護連携による支援体制の構築
- **認知症介護サービスの向上**
 - ・研修等を通じた介護現場職員の認知症対応力の向上
- **若年性認知症への対応**
 - ・若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援機能の充実

取組みの進捗を図るための指標

	【現状】	【目標】
✓ 認知症サポーターを名簿登録している市町村数	9市町村(R2)	19市町村(R5)
✓ 本人ミーティングが実施されている市町村数	なし(R1末)	5市町村(R5末)
✓ 認知症カフェの設置数	50カ所(R1末)	60カ所(R5末)